



申請期限：令和6年 **9月2日** (月) まで!

1 事前準備

「確認書」と「添付書類」をお手元にご用意ください。

添 付 書 類

届いた
確認書

+

本人確認書類

例)

- ・ 運転免許証
- ・ 健康保険証
- ・ マイナンバーカード
- ・ 年金手帳
- ・ 介護保険証
- ・ パスポート

+

振込先のわかるもの

例)

- ・ キャッシュカード
- ・ 通帳
- ・ ネット口座等の口座情報がわかるページのスクリーンショット

2

専用フォームへ
アクセス



3

必要な情報を
入力

4

添付書類を
スマホで
撮影して添付

送信
!



オンラインで申請できないケース

- ・ 確認書を紛失した方
- ・ 確認書の「(1) 調整給付金の支給額及び算出式」に記載の各数値に重大な相違がある方
- ・ 代理人による申請を希望される方



郵送の場合

同封の返送用封筒にて郵送でのお手続きも可能です。郵送の場合は、記入した「確認書」と「添付書類のコピー」を返送用封筒に入れポストへ投函してください。



お問い合わせ

狛江市給付金コールセンター ☎0570 (03) 1578 (土日祝を除く午前8時30分～午後5時)



? Q1. 調整給付金（令和6年度狛江市定額減税補足給付金）とは？

令和6年1月1日時点で狛江市に住所を有する方で、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税（Q2参照）を十分に受けられない（定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額または令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

? Q2. 定額減税とは？

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者および同一生計配偶者または扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円）が減税されます。

? Q3. 支給金額の具体例を教えてください

例1）一人暮らしで、所得税1万円・住民税所得割2万円（減税前）の納税者の場合

- ・所得税から1万円の減税、住民税所得割から1万円の減税が行われます。
- ・定額減税しきれない所得税分の2万円が、調整給付金として支払われます。

例2）4人家族で、内1人が所得税3万円・住民税所得割2万円（減税前）の納税者の場合※

※所得税及び個人住民税において、扶養親族等として申告されている方が、定額減税及び調整給付金の算出基礎となります。

- ・所得税から3万円の減税、住民税所得割から2万円の減税が行われます。
- ・定額減税しきれない所得税分の9万円と住民税分2万円の計11万円が、調整給付金として支払われます。

? Q4. 申請はオンラインのみ？

オンラインのほか、郵送または来所でのお手続きも可能です。

▶ 郵送の場合

記入した「確認書」と「添付書類」を同封の返送用封筒に入れ、ポストへ投函してください。

▶ 来所の場合

記入した「確認書」と「添付書類」を持参の上、
狛江市役所5階「給付金対策室」までお越しください。

? Q5. 問い合わせ先は？

狛江市給付金コールセンター

☎ 0570 (03) 1578（土日祝を除く午前8時30分～午後5時）



調整給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。